中川村立地適正化計画

令和９年(2027 年)３月　中川村

第１章　はじめに……3
１　立地適正化計画とは……3
２　計画の対象区域……4
３　計画の期間と目標年次……4
４　計画の位置づけ……5

第２章　中川村の現況と課題……6
１　中川村の概況……6
1-1　人口の推移・将来推計……6
1-2　地域別人口の増減予測……6
1-3　土地利用・建物……7
1-4　都市機能（生活サービス）の分布……9
1-5　公共交通……10
1-6　防災……11
1-7　地価……12
1-8　財政……13
２　中川村におけるまちづくりの課題……14

第３章　立地の適正化に関する基本的な方針……15
１　立地の適正化に向けたむらづくりの方針……15
２　立地の適正化に向けた誘導方針……16

第４章　誘導区域等の設定……17
１　居住誘導区域……17
２　都市機能誘導区域……19
３　誘導施設……21
４　届出制度……24

第５章　防災指針……26
１　防災指針の概要……26
２　災害リスクの分析……26
３　取組方針の整理……26
４　具体的な取組……27

第６章　誘導を進めるための取組み……32

第７章　計画の推進に向けて……33
１　目標指標の設定……33
２　計画の評価と見直し……35

第４章　誘導区域等の設定

１　居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少のなかにあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。

1-1　居住誘導区域設定の基本的な考え方

居住誘導区域は、拠点へのアクセス、人口密度の確保、災害発生時のリスクなどの点に留意しながら、原則として土地利用のルールが設定されている用途地域内に設定します。

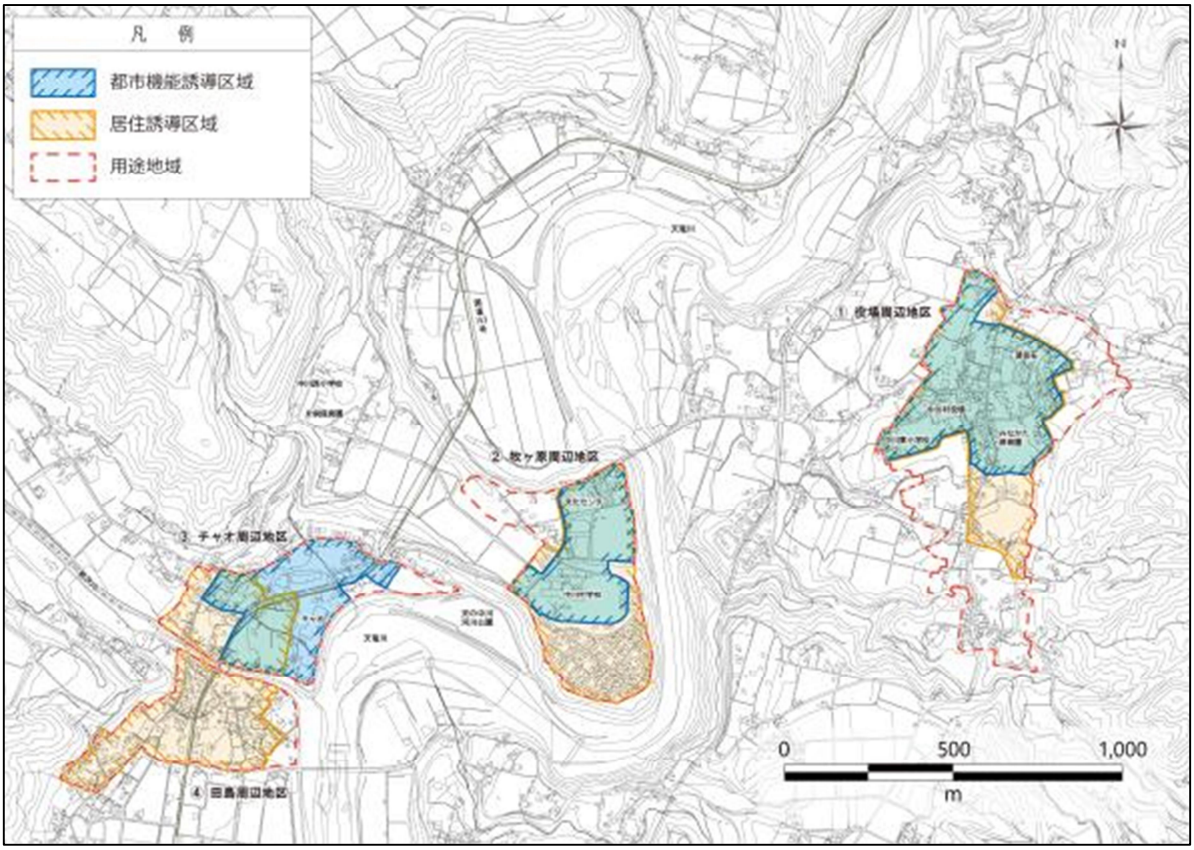
- ●用途地域内の区域
- ●周辺地域からの交通アクセスの利便性が高い区域
- ●生活サービス機能の持続的確保が可能な人口密度の維持

1-2　居住誘導区域の設定

区域抽出の視点		抽出区域・基準
①用途地域が指定されているエリア	＝	①役場周辺区域 ②牧ヶ原周辺区域 ③チャオ周辺区域 ④田島周辺区域
▼		
②公共交通の利便性が高いエリア	＝	・鉄道駅の徒歩圏内（800m圏内） ・バス停の徒歩圏内（300m圏内）
▼		
③誘導区域に含まないエリアの除外	＝	・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ・保安林（森林法）区域 ・浸水想定区域（想定最大規模[L2]想定浸水深 3.0m以上の区域）※ ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）
▼		
居住誘導区域		①役場周辺区域 ②牧ヶ原周辺区域 ③チャオ周辺区域 ④田島周辺区域

※浸水想定区域については、想定最大規模（L2）の降水量を想定したうえで、垂直避難の可能性を考慮し、想定浸水深 3.0m以上の箇所を原則除外します。

■居住誘導区域



■居住誘導区域の人口密度※と用途地域に占める面積割合

	面積 (ha)	令和２年（2020 年）10 月１日時点	
		人口（人）	人口密度（人/ha）
居住誘導区域　全域	**62.06**	**996**[942※2026 年]	**16.05**
①役場周辺地区	23.12	263[248※2026 年]	11.37
②牧ヶ原周辺地区	18.16	381[355※2026 年]	20.98
③チャオ周辺地区	8.24	115[114※2026 年]	13.96
④田島周辺地区	12.54	237[225※2026 年]	18.90

用途地域全域の面積	88ha
用途地域に占める都市機能誘導区域の面積割合	70.5%

※ 人口：住民基本台帳（令和２年（2020 年）10 月１日時点）に基づく人口
※ 人口密度：人口を、GIS 計測による各誘導区域面積で除して算出
※ 用途地域に占める面積割合：誘導区域全域の面積を用途地域面積（88ha）で除して算出

2　都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内を基本に設定し、医療、福祉、商業等を誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めます。

2-1　都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内を基本に設定し、医療、福祉、商業等を誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めます。都市機能誘導区域は、「公共交通徒歩圏（鉄道駅から 800ｍ圏内及び村内全てのバス停・デマンド交通停留所から 300ｍ圏内）」から「誘導区域から除外すべき区域」を含まないこととして、上位・関連計画における位置づけ、誘導施設となりうる施設（都市機能）の充足状況、拠点地区の役割と課題などを踏まえて設定します。

- ●公共交通結節点に近い都市機能が充実している区域
- ●周辺地域からの交通アクセスの利便性が高い区域
- ●用途地域内で村の拠点となる区域

2-2　都市機能誘導区域の設定

区域抽出の視点		抽出区域・基準
①用途地域が指定されているエリア	＝	①役場周辺区域 ②牧ヶ原周辺区域 ③チャオ周辺区域 ④田島周辺区域
▼		
②都市機能の集積状況		・行政施設、教育・文化施設、子育て支援施設、商業施設等が立地する区域
▼		
③公共交通の利便性が高いエリア	＝	・鉄道駅の徒歩圏内（800ｍ圏内） ・バス停の徒歩圏内（300ｍ圏内）
▼		
④誘導区域に含まないエリアの除外	＝	・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ・保安林（森林法）区域 ・浸水想定区域（想定最大規模[L2]想定浸水深 3.0ｍ以上の区域）※ ・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸浸食）
▼		
都市機能誘導区域		①役場周辺区域 ②牧ヶ原周辺区域 ③チャオ周辺区域

■都市機能誘導区域の設定

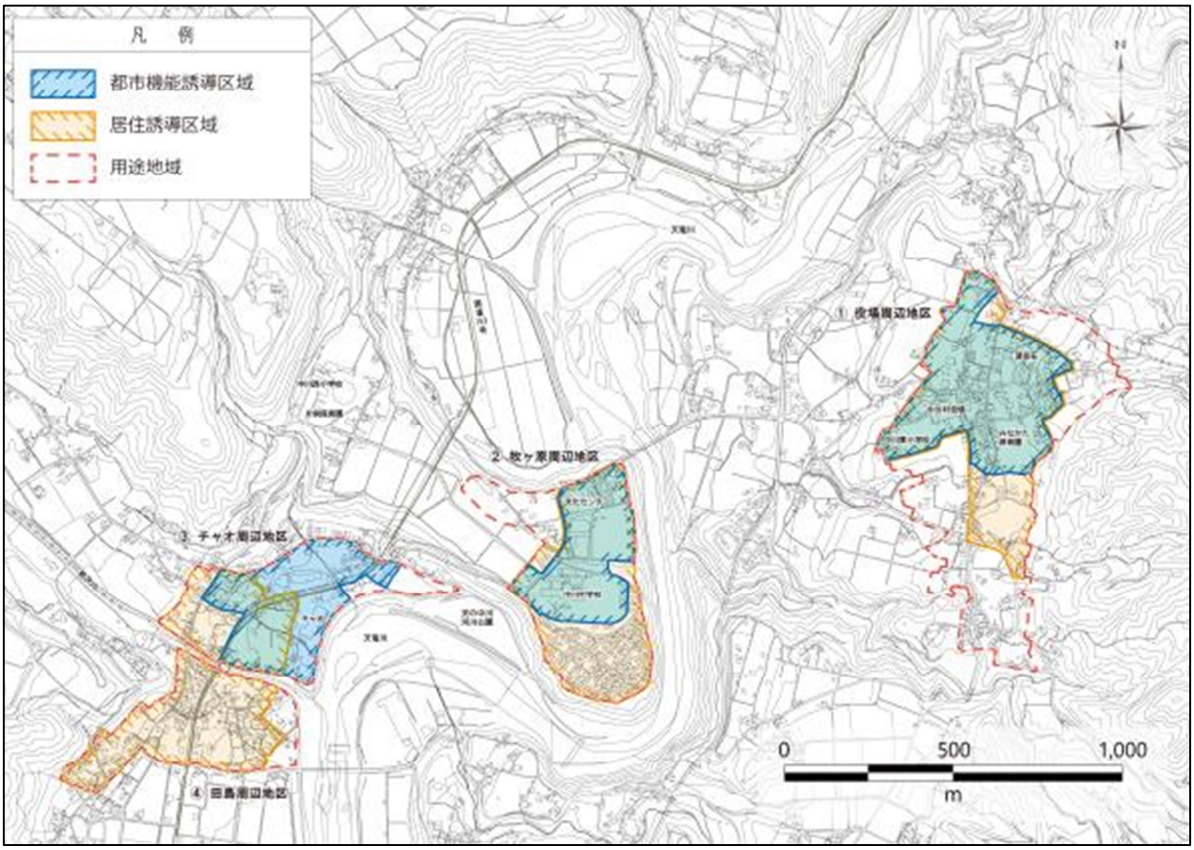


表　都市機能誘導区域の人口密度※と用途地域に占める面積割合

	面積 (ha)	令和２（2020）年【実績値】	
		人口（人）	人口密度（人/ha）
都市機能誘導区域　全域	**41.60**	**341**	**8.20**
①役場周辺地区	18.20	188	10.33
②牧ヶ原周辺地区	10.57	56	5.30
③チャオ周辺地区	12.83	97	7.56

用途地域全域の面積	88ha
用途地域に占める都市機能誘導区域の面積割合	47.3%

※ 人口：住民基本台帳（令和２年（2020 年）10 月１日時点）に基づく人口
※ 人口密度：上記で求めた人口を、GIS 計測による各誘導区域面積で除して算出
※ 用途地域に占める面積割合：誘導区域全域の面積を用途地域面積（88ha）で除して算出

3　誘導施設

3-1　誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を設定するものです。

設定にあたっては、現在の都市機能を維持することを基本として誘導施設に位置づけます。

■誘導施設のイメージ

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所など 各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機 例．地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導･相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、学童クラブ、子育て支援センター､児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど､様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品､日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積●㎡以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積●㎡以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の現金の引き出し､預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

資料：国土交通省都市局「立地適正化計画の手引き【基本編】(令和７年４月改訂)」

誘導施設に設定する視点

①拠点地区の役割を果たすために必要な施設であるか

都市機能や居住の誘導を効果的に進めるためには、それぞれの拠点に必要な機能を適切に配置することが重要です。具体的には、商業拠点には買い物やサービスを提供する店舗や施設、医療拠点には病院や診療所などが必要と考えられます。

②日常生活に欠かせない施設であるか

住民の日常生活を支えるためには、生活に必要不可欠な施設が身近に立地していることが重要です。具体的には、スーパーマーケット、ドラッグストア、医療機関、保育園・幼稚園、小・中学校、金融機関などが考えられます。

③都市機能の集約により効率的な運営が期待される施設であるか

人口減少や高齢化が進行する中、効率的で持続可能な行政サービスの提供やインフラの維持には、都市機能の集約が重要です。具体的には、教育施設や公共施設、医療・福祉施設などのうち、集約して配置することで運営効率の向上につながる施設が考えられます。

④転居する際に居住場所を決める要因となる施設であるか

住民が新たな居住地を選ぶ際には、利便性や生活環境が重要な判断要素となります。具体的には、商業施設、医療機関、福祉施設、子育て支援施設などが考えられます。

⑤災害発生時に必要不可欠な施設であるか

災害時には、住民の安全・安心を確保するため、防災機能を担う施設を適切に配置することが重要です。具体的には、避難所や医療機関などの防災拠点施設が考えられます。

3-2　誘導施設の設定

誘導施設のイメージ（立地適正化計画の手引き[国土交通省都市局]）や誘導施設に設定する視点を基に、各地区における誘導施設を設定します。

①医療施設、高齢者福祉施設については、今後、新規施設立地等が見込まれる場合において、都市機能誘導区域へ誘導していくものとします。

②限られた都市機能誘導区域内において都市機能を網羅的に確保するためには、複数の都市機能を包括する複合的施設の整備についても検討することが必要です。

■誘導施設

機能	種別	該当施設（機能）	根拠法令等	都市機能誘導区域		
				①役場周辺地区	②牧ヶ原周辺地区	③チャオ周辺地区
行政	村役場	・中川村役場	地方自治法第4条	●		
介護福祉	高齢者福祉事業所等	・訪問系サービス事業所 ・通所系サービス事業所	介護保険法第8条に定める事業を行う施設	●		
	高齢者福祉施設	・高齢者憩いの家	中川村高齢者憩いの家条例	●		
子育て	子育て支援施設	・保育所	児童福祉法第39条	●		
		・つどいの広場バンビーニ	中川村つどいの広場条例			●
		・放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項		○	
商業	商業施設	・床面積300㎡以上の店舗				●
医療	診療所	・外科・内科・小児科等の医業を行う施設	医療法第1条の5第2項	●		●
	歯科診療所	・歯科診療所	医療法第1条の5第2項			●
	薬局	・調剤薬局		●		●
金融	銀行・信用金庫・郵便局等	・郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項	●		●
		・信用金庫	信用金庫法第4条			●
		・農業協同組合	農業協同組合法第10条第3項に定める事業を行う施設	●		
教育・文化	小中学校等	・小学校	学校教育法第1条	●		
		・中学校	学校教育法第1条		●	
		・義務教育学校	学校教育法第1条		○	
	図書館	・図書館	中川村図書館条例		●	
	文化施設	・中川文化センター	中川文化センター条例		●	
		・公民館	中川村公民館条例		●	
		・歴史民俗資料館	中川村歴史民俗資料館条例		●	
	観光交流センター	・農業観光交流センター	中川村農業観光交流センター条例			●

凡例	●：既存施設の立地があるもの　○：既存施設の立地がないもの

4　届出制度

(1)　居住誘導区域外における開発・建築等行為に関する届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、都市計画区域のうち居住誘導区域外の区域で、下記の開発行為や建築行為等を行う場合は、開発行為等に着手する 30 日前までに村への届出が必要となります。

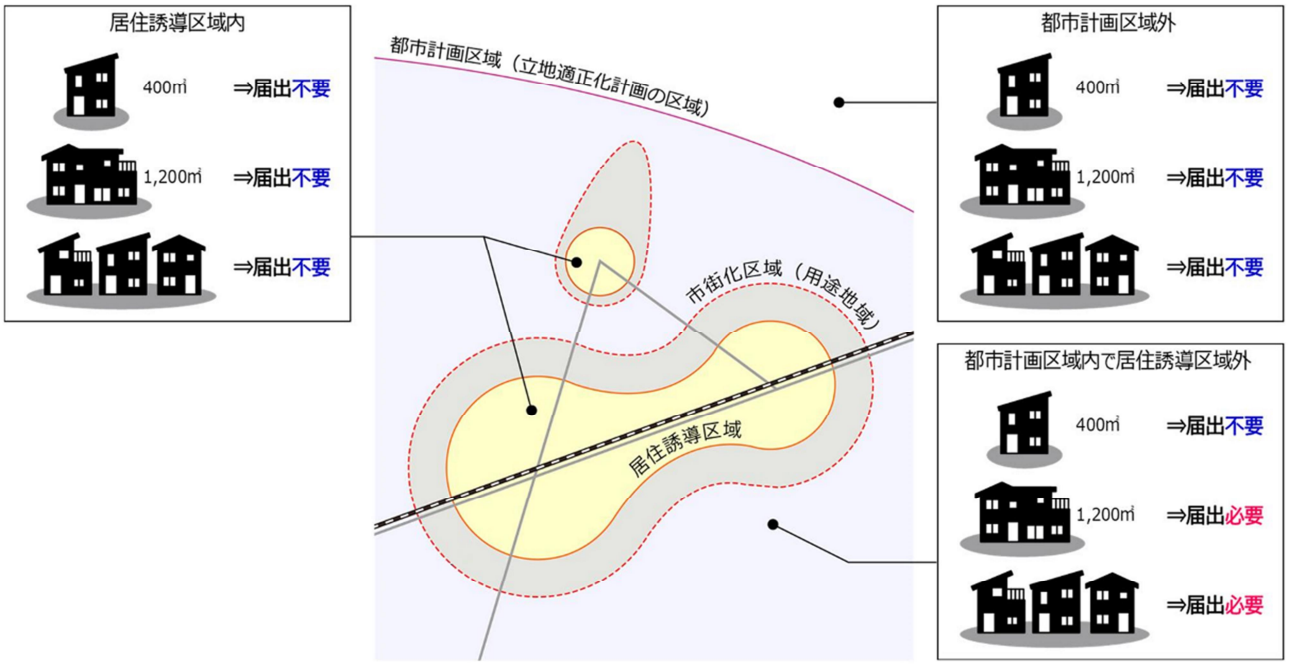
■届出の対象

開発行為	建築行為等
①３戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②１戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの	①３戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、または建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

※１「住宅」の定義は、建築基準法における住宅の取り扱いに準じます。

※２　都市計画区域外については、立地適正化計画の対象区域外となるため、届出の対象とはなりません。

■届出の対象例



出典：国土交通省都市局「改正都市再生特別措置法等について」
国土交通省都市局「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和７年４月改訂）」

(2)　誘導施設に関する届出（開発行為等）

都市機能誘導区域内外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で届出の対象となる開発行為等を行おうとする場合には開、発行為等に着手する 30 日前までに村への届出が必要となります。

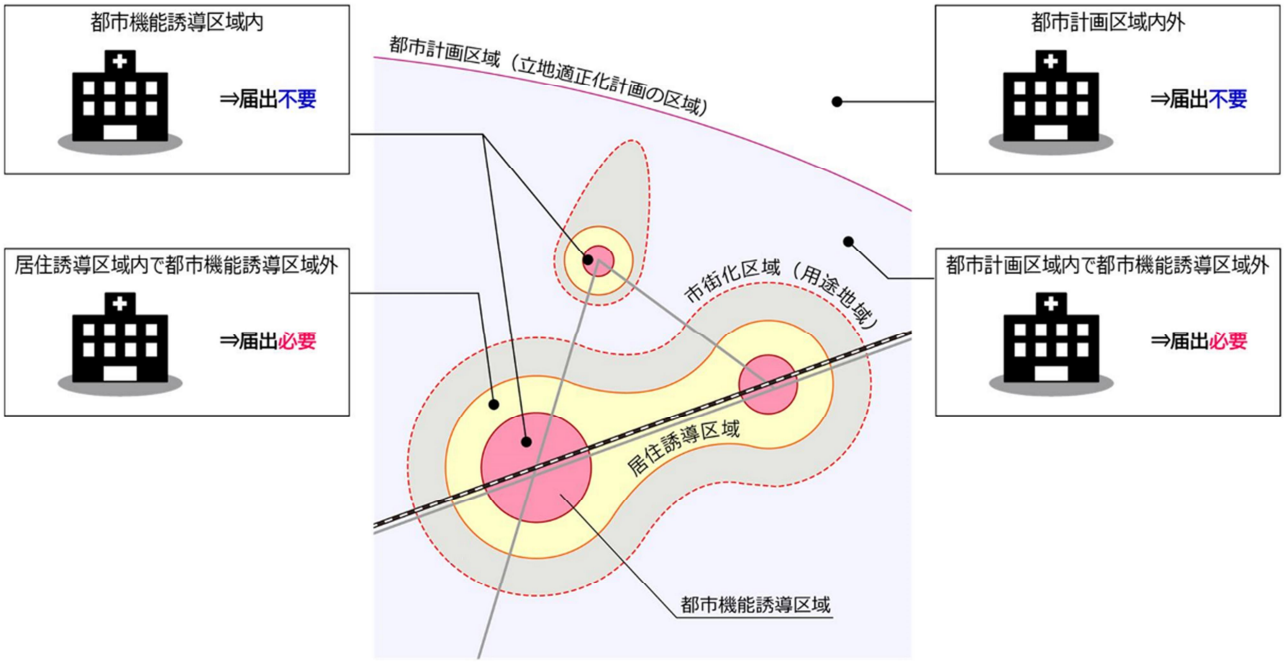
■届出の対象

開発行為	開発行為以外
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とす　る場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

※1　誘導施設とは、本村で設定した「誘導施設の定義」に基づく施設

※2　都市計画区域外については、立地適正化計画の対象区域外となるため、届出の対象とはなりません。

■届出の対象例（病院を誘導施設としている場合）



出典：国土交通省都市局「立地適正化計画の手引き【基本編】（令和 7 年 4 月改訂）」

(3)　誘導施設に関する届出（誘導施設の休廃止）

休廃止に係る届出は、市町村が既存建物・設備の有効活用等、機能維持に向けて、誘導施設の休廃止を事前に把握し、他の事業者を誘致するなどの対応機会を確保するための制度です。

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、誘導施設を休止又は廃止しようとする日の 30 日前までに、村への届出が必要となります。

第５章　防災指針

１　防災指針の概要

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を目的とした指針です。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域に残存する災害リスクに対して、防災対策や安全確保策などの取組方針と、それに基づく具体的な施策を「防災指針」として定めます。

２　災害リスクの分析

(1)　災害ハザードの整理

○　水害
洪水浸水想定区域（想定最大規模）
○　土砂災害
①土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
②急傾斜地崩壊危険区域

(2)　災害リスクの分析及び防災上の課題の整理

ハザード種別	分析の視点
洪水浸水深	・浸水時の垂直避難の可否を確認
土砂災害警戒区域	・区域内に誘導区域が立地していないことを確認 ・区域内の建物立地状況を確認

3　取組方針の整理

本計画における立地適正化に向けたむらづくりの方針や防災上の課題の整理を踏まえ、下記のとおり取組方針を整理します。

取組方針 1	防災・減災対策のためのハード・ソフト対策

災害リスクを踏まえ、防災・減災対策をハード・ソフトの両面から推進します。

【取組内容】

①地域防災力の向上

②災害リスクに関する情報発信の充実・強化

③地域との協働による避難体制の強化

④国・県との協働による治水・土砂災害対策の実施

取組方針 2	居住誘導による減災対策

災害リスクを踏まえ、被災する家屋を最小化するよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地域からの居住の誘導など、安全なむらづくりに向けた取組を推進します。

【取組内容】

①土地利用規制に関する情報発信の充実・強化

②居住誘導による被害対象の減少

4　具体的な取組

取組方針／具体的な取組			実施主体
■洪水			
災害リスクの回避			
	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	3.0m以上の浸水が想定される区域、家屋倒壊が想定されている区域は、原則として都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外	村
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	村
災害リスクの低減（ハード）			
	河川整備	一級河川天竜川の堤防整備、小渋ダムの堰堤改良の推進【天】	国
		河川の築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進、災害危険個所の解消【防】	村・関係機関
		水位低下対策（河道掘削・樹木伐開）【総】【天】	国・県・村
	森林整備	支流域の森林整備【治】【天】	県・村
	新技術の活用	浸水センサの設置・運用【天】	国
	その他	田んぼダムの推進【治】【天】	村
災害リスクの低減（ソフト）			
	防災意識の向上	浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立【強】	村
		水害の記録の伝承【天】	国・県・村
	新技術の活用	三次元管内図による浸水想定の見える化、内外水統合の水害リスクマップの見える化、BIM/CIM 適用による三次元モデルの積極的な活用【天】	国・県

【総】中川村第６次総合計画（令和２年３月）
【強】中川村国土強靭化地域計画（令和２年 12 月）
【防】中川村地域防災計画（令和４年３月修正）
【治】長野県流域治水推進計画（令和３年２月）
【天】天竜川水系河川整備計画（令和６年７月）、
天竜川上流流域治水プロジェクト（令和８年４月更新）、
天竜川水系伊那圏域河川整備計画（令和７年 11 月）

取組方針／具体的な取組			実施主体
■土砂災害			
災害リスクの回避			
	災害リスクを踏まえた土地利用の見直し	急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）、地すべり危険地は、原則として都市機能誘導区域及び居住誘導区域から除外	村
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	村
		土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わない【防】	村
災害リスクの低減（ハード）			
	森林整備	治山・砂防対策の推進のための働きかけ強化【総】【強】【防】	県・村・関係機関
		森林組合等と連携し、除間伐等森林整備の推進【強】【防】	村・関係機関
	砂防関係施設の整備	砂防法に基づく砂防指定地の指定と砂防対策の推進【強】	県・村
		県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を推進【強】	県・村
災害リスクの低減（ソフト）			
	防災意識の向上	土砂災害警戒区域等の住民周知と警戒避難体制の確立【防】	村

取組方針／具体的な取組			実施主体
■地震			
災害リスクの回避			
	災害リスクを踏まえた立地誘導	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援を検討	村
災害リスクの低減（ハード）			
	都市構造の整備	幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化の促進	村
	公共施設・インフラの整備	耐震診断未実施の公共建築物の耐震診断、改修、老朽施設の整備【強】【防】	村
	その他	一般住宅を含む、既存建築物の耐震改修の推進【総】【防】	村・関係機関
災害リスクの低減（ソフト）			
	防災意識の向上	一般住宅を含む、既存建築物の耐震診断の促進【強】【防】	村・関係機関

【総】中川村第６次総合計画（令和２年３月）　【強】中川村国土強靭化地域計画（令和２年 12 月）
【防】中川村地域防災計画（令和４年３月修正）　【治】長野県流域治水推進計画（令和３年２月）
【天】天竜川水系河川整備計画（令和６年７月）
天竜川上流流域治水プロジェクト（令和８年４月更新）　天竜川水系伊那圏域河川整備計画（令和７年 11 月）

取組方針／具体的な取組　■共通			実施主体
災害リスクの回避			
	災害リスクを踏まえた立地誘導	洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の指定による、安全な土地利用の誘導【防】	村
災害リスクの低減（ハード）			
	インフラの整備	緊急輸送路となる国県道の整備・維持、整備促進のための働きかけ強化【総】【強】	国・県・村
		緊急輸送路などの補完・迂回機能が見込まれる道路の整備【強】	国・県・村
		村道の災害予防対策の充実【強】	村
		上水道の緊急時連絡管の整備促進、下水道の管渠及び処理場施設の系統の多重化の促進【強】	村
	避難施設の整備	指定避難施設の施設・設備等の改修・強化【強】	村
災害リスクの低減（ソフト）			
	防災体制の構築	災害時の避難体制の整備の促進【防】	村
		県及び他の市町村との広域応援体制、受援体制の整備【防】	村・関係機関
		緊急時に福祉団体と近隣住民同士が連携して避難できる態勢の構築【総】	村・住民・関係機関
	インフラの機能確保	下水道台帳等の適正な整備、保管【強】【防】	村
	要配慮者への避難支援	災害時要支援者の避難誘導対策、避難行動要支援者・要配慮者の把握【総】【強】【防】	村
		要配慮者利用施設・学校における避難支援計画の作成【防】【治】【天】	村
		要配慮者の避難誘導体制の整備・確立【防】	村・関係機関
	防災意識の向上	孤立予想地域の実態把握【防】	村・住民
		個別避難計画の作成の推進【総】	村・関係機関
		地区防災マップや地区防災計画等の整備【総】【強】【治】	村
		住民主導型警戒避難体制の構築【強】	村
		防災教育・防災訓練の推進【防】【天】	国・県・村・関係機関
		マイ・タイムラインの作成・普及支援【治】【天】	国・県・村
		防災士の育成、自主防災組織の運営の支援、防災リーダーの育成の推進、青年層・女性層の組織への参加を促進【総】【防】	村・住民・事業者
		大規模災害の教訓や災害文化の伝承【防】	村・住民
	情報発信	防災ハザードマップ等により、避難路や避難施設の周知徹底、情報提供【防】	村
		災害時の通信手段、アマチュア無線の協力体制の確保【強】【防】	村
		スマートフォンなどによる情報伝達手段の整備【強】	村

具体的な取り組み内容			実施主体
■共通項目			
災害リスクの低減（ソフト）	防災意識の向上	孤立予想地域の実態把握【防】	村・住民
		個別避難計画の作成の推進【総】	村・ 関係機関
		地区防災マップや地区防災計画等の整備【総】【強】【治】	村
		住民主導型警戒避難体制の構築【強】	村
		防災教育・防災訓練の推進【防】【天】	国・県・村 ・関係機関
		マイ・タイムラインの作成・普及支援【治】【天】	国・県・村
		防災士の育成、自主防災組織の運営の支援、防災リーダーの育成の推進、青年層・女性層の組織への参加を促進【総】【防】	村・住民・ 事業者
		大規模災害の教訓や災害文化の伝承【防】	村・住民
	情報発信	防災ハザードマップ等により、避難路や避難施設の周知徹底、情報提供【防】	村
		災害時の通信手段、アマチュア無線の協力体制の確保【強】【防】	村
		スマートフォンなどによる情報伝達手段の整備【強】	村
	新技術の活用	DX 等における新技術の活用による情報伝達手段の強化【天】	国・県・村

【総】中川村第６次総合計画（令和２年３月）
【強】中川村国土強靭化地域計画（令和２年 12 月）
【防】中川村地域防災計画（令和４年３月修正）
【治】長野県流域治水推進計画（令和３年２月）
【天】天竜川水系河川整備計画（令和６年７月）、
天竜川上流流域治水プロジェクト（令和８年４月更新）、
天竜川水系伊那圏域河川整備計画（令和７年 11 月）

第６章　誘導を進めるための取組み

１　誘導施策の体系

(1)　居住の誘導のための施策

〇都市施設の整備

①道路

・日常生活を支える主要な生活道路では狭あい道路の解消など、安全に利用できる交通環境の整備を図るとともに、緊急車両の通行が円滑となるよう、道路環境の整備・改善を図ります。

②上下水道

・上下水道施設の計画的な更新や維持管理を推進し、持続可能な上下水道事業の運営を図ります。

〇居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援

・居住誘導区域内への住宅の立地を促すため、支援措置のあり方について検討します。

〇空き家などの適正管理

・空き家等の適正な管理を促すために必要な措置を行います。

・空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「空家等対策計画」に基づき、空き家等の発生を抑制し、適正な管理、除却を推進します。

・空き家、その跡地などについては、利活用を促すための対策を検討します。

(2)　誘導施設の誘導のための施策

〇都市施設の整備

・公共公益施設や生活サービス施設を結び、コンパクト・プラス・ネットワークのむらづくりを推進します。

〇公共公益施設の整備

・公共公益施設の長寿命化を図るとともに、機能集約や施設の統廃合などにより、持続可能な行財政運営に努めます。

〇生活サービス施設の立地に対する支援

・都市機能誘導区域内へ生活サービス施設を誘導するため、支援措置のあり方について検討します。

(3)　公共交通ネットワークの形成に関する施策

〇公共交通ネットワークの形成

・交通不便者の日常生活交通を確保するため、社会の技術革新を踏まえながら、利便性と効率性を踏まえた公共交通ネットワークの形成に努めます。

〇村営巡回バスの運行

・地域間幹線として位置づけられるＪＲ飯田線への接続のため、需要量に応じた村営巡回バスの持続可能な運営に努めます。

〇デマンド交通システム

・個別の需要に応じた生活交通の確保のため、持続可能なデマンド交通システムの運営に努めます。

第７章　計画の推進に向けて

１　目標指標の設定

(1)　人口密度等に関する指標

評価指標		現状値 令和２年（2020 年）	目標値 令和 27 年（2045 年）
居住誘導区域内の人口密度	誘導区域全域	16.05 人/ha	14 人/ha 以上
	役場周辺地区	11.37 人/ha	10 人/ha 以上
	牧ヶ原周辺地区	20.98 人/ha	18 人/ha 以上
	チャオ周辺地区	13.96 人/ha	13 人/ha 以上
	田島周辺地区	18.90 人/ha	15 人/ha 以上
評価指標		現状値 令和２年（2020 年）	目標値 令和 27 年（2045 年）
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数	誘導区域全域	22 施設	20 施設以上
	役場周辺地区	9 施設	7 施設以上
	牧ヶ原周辺地区	5 施設	5 施設以上
	チャオ周辺地区	9 施設	8 施設以上

(2)　公共交通に関する指標

評価指標	現状地 令和７年度（2025 年度）	目標値 令和 27 年度（2045 年度）
村営巡回バス利用者数	25,637 人	16,000 人（▲37.6%）
デマンド交通システム利用者数	10,110 人	7,500 人（▲25.8%）

期間人口減少率の予測（▲36%）

(3)　財政に関する指標

評価指標	現状地 令和７年度（2025 年度）	目標値 令和 27 年度（2045 年度）
実質赤字比率	赤字なし	現状維持
将来負担比率	マイナス算定のため算定値なし	現状維持

期間人口減少率の予測（▲36%）

(4)　防災に関する指標

評価指標	現状地 令和７年度（2025 年度）	目標値 令和 27 年度（2045 年度）
防災情報配信サービス利用登録者数	2,114ID	1,400ID（▲33.78%）

期間人口減少率の予測（▲36%）

■村内に立地している誘導施設数（令和８年（2026 年）12 月末日時点）

都市機能	都市機能誘導区域内			都市機能誘導区域外	合計
	役場周辺地区	牧ヶ原周辺地区	チャオ周辺地区		
行政機能	1				2
介護福祉機能	3				3
訪問系サービス事業所	1				
通所系サービス事業所	1				
高齢者憩いの家	1				
子育て機能	1		1	2	4
保育所	1			1	
放課後児童クラブ				1	
つどいの広場バンビーニ			1		
商業機能			1		1
床面積 300 ㎡以上の店舗			1		
医療機能	1		3		4
診療所	1		1		
歯科診療所			1		
調剤薬局	1		1		
金融機能	2		2		4
郵便局	1		1		
信用金庫			1		
農業協同組合	1				
教育・文化機能／交流	1	5	1	1	8
小学校	1			1	
中学校		1			
義務教育学校					
図書館		1			
中川文化センター		1			
公民館		1			
歴史民俗資料館		1			
農業観光交流センター			1		
合計	9	5	8	3	２５
	２２				
区域ごとの立地割合	36%	20%	32%	12%	100.0%
	88%				

2　計画の評価と見直し

おおむね５年ごとに誘導状況や取組の効果を評価し、計画の見直しを行います。

また、上位関連計画の改定や立地適正化計画制度の変更などに応じて、本計画の見直しを検討します。

目標値については、定期的に状況を確認し、取組の効果指標とするとともに、外的要因などによる指標の見直しの必要性が生じた際には、必要に応じて数値目標のあり方を検討します。

■計画の評価と見直し

